

令和5年度（2023年度）エゾシカジビエ利用拡大推進事業 （狩猟捕獲個体搬入業務）事業概要

【事業内容】

狩猟によるエゾシカの捕獲を推進するとともに、捕獲個体の有効活用を進めるため、道が別途契約する食肉処理施設から推薦を受けた狩猟者個人又はグループ構成員が、狩猟により捕獲した個体を当該処理施設に食肉用（ペットフードを含む。）として搬入する場合、当該狩猟者に対し狩猟捕獲に係る必要経費の一部を支援する。

【事業期間】

令和5年（2023年）10月1日（日）～令和6年（2024年）1月31日（水）

【対象者】

次の①及び②のいずれも満たす者又はグループ。

- ① 狩猟免許（第一種銃猟又はわな猟）を有し、かつ、9月29日までに北海道の令和5年度の狩猟者登録を行っている者又は当該者で構成されるグループであって、道が別途契約する食肉処理施設から推薦を受けた者又はグループ。
- ② 北海道に事業参加申込書を提出した者又はグループであって、北海道が事業参加を認めた者又はグループ。

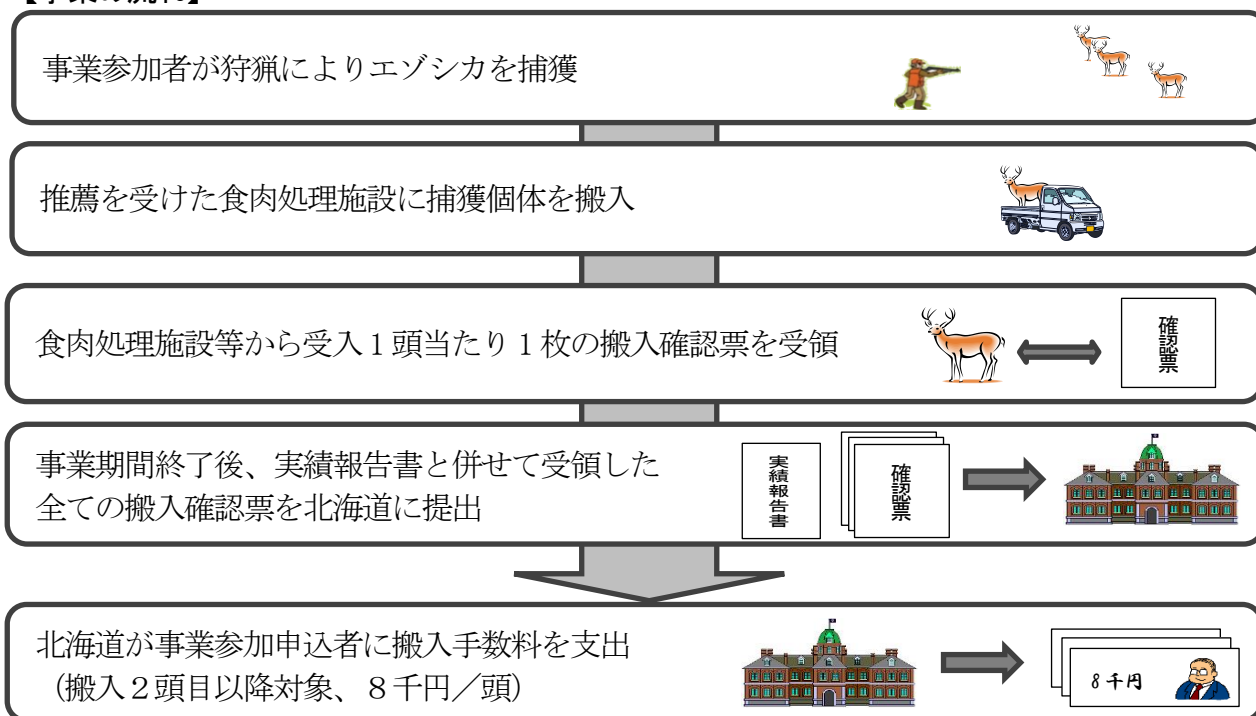
【対象となる捕獲個体】

次の①及び②のいずれも満たすもの。

- ① 狩猟により捕獲したエゾシカ
- ② 捕獲後、一体丸ごと搬入したエゾシカ

※ 許可捕獲による個体、自家消費用に一部を切り取るなど、個体の一部が切り取られているものなどは対象になりません。

【事業の流れ】



【事務手続の流れについて】(予定)

時期	内容・留意事項
9月初旬	<p>【事業参加申込書・口座振替申出書の提出】 (事業参加申込者 → 道)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食肉処理施設から推薦を受けた者又はグループが事業に参加できます。 ・グループの場合は、グループの代表者が事業参加申込書等を提出します。 ・事業参加申込者(個人参加者、グループ代表者)は、北海道との事務手続や北海道が別途契約する食肉処理施設との連絡調整を行います。
事業開始前まで	<p>【事業参加証の交付】 (道 → 事業参加申込者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業参加証を事業参加申込者あてに交付(郵送)します(グループの場合は、グループ代表者あてにグループ構成員全員分の事業参加証を一括交付)。 ・グループ代表者は、本事業に係る狩猟捕獲を行う前に、各構成員に「事業参加証」を配布します。
10月1日(日)～ 令和6年 1月31日(水)	<p>【狩猟捕獲・食肉処理施設への搬入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬入する際は、施設担当者に「狩猟者登録証」と「事業参加証」を提示します。 ・捕獲個体の受入時に、施設担当者が「捕獲に使用した猟具・捕獲個体の性別・捕獲日時・車両搬入日時・捕獲場所(市町村名、メッシュ番号)・被弾部位」について聴き取りを行います。 ・搬入個体を契約施設が食肉用(ペットフードを含む。)として受け入れた場合、受入1頭当たり1枚の搬入確認票が交付されます。 ・搬入確認票を紛失しても再発行はしません。 <p>【本事業対象とならない個体】</p> <p>次のような個体は、<u>搬入確認票の交付対象とはなりません。</u></p> <p>① 尻尾がない、スプレーマーキングがあるなど、許可捕獲との区別ができないもの</p> <p>③ <u>自家消費用に一部を切り取るなど、個体の一部が欠損しているもの</u></p>
2月7日(水) まで【必着】	<p>【実績報告書及び搬入確認票を提出】 (事業参加申込者 → 道)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食肉処理施設から受領した全ての搬入確認票と実績報告書を送付します(グループの場合は、代表者が全構成員の受領分をまとめて提出)。
2月23日(金) まで	<p>【搬入手数料の額の確定通知】 (道 → 事業参加申込者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手数料の確定額通知と請求書様式を送付します。
3月1日(金) まで【必着】	<p>【請求書の送付】 (事業参加申込者 → 道)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求書の内容に間違いがなければ、押印の上、返送します。
3月29日(金) まで	<p>【搬入手数料の支払い】 (道 → 事業参加申込者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求書受理後、指定口座に搬入手数料を振込。 ・複数口座への振込(グループ構成員の各口座への分割振込など)はしません。グループの場合はグループ代表者が申請した口座へ振込みます。 ・<u>支払後の搬入手数料の扱い(グループ構成員間での配分など)について、北海道は一切関与しません。</u>

